

会議の名称	令和4年第9回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和4年9月26日(月) 午後2時から 午後3時20分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第42号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第43号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第44号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間) (4) 第45号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (5) 第46号議案 農地法第5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について (6) 報告第43号 農地法第3条の3の規定による届出について (7) 報告第44号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (8) 報告第45号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第46号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (10) 報告第47号 農地法第18条第6項の規定による通知について (11) 報告第48号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について (12) 報告第49号 農作物栽培高度化施設の設置に伴う届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会

配付資料	1 令和4年第9回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和4年第9回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和4年第9回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。新型コロナウイルスの第7波がだいぶ落ち着いたようにみえますが、それでも本庄市でも感染者が多い日もまだありますので、それぞれ体調管理には気を付けていただければと思います。総会後の推進協議会は久々にDVDを使った研修となります。参考となるところは取り入れていただいて、地元の活動に役立てていただければと思います。</p> <p>それでは、本日も慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の総会でございますが、農業委員の宮部延一委員より欠席の旨の届出がありましたので、ご報告いたします。次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中18名出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中24名の出席となっておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>それでは、議事日程 3、議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、5 番塩原廣一委員、6 番塩原茂夫委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程 4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案 5 件及び報告 7 件であります。</p> <p>まず、第 4 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第 4 2 号議案を説明いたしますので、議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p>第 4 2 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第 3 条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2 ページをご覧ください。申請件数は、2 件となります。その内訳は、贈与による所有権移転 1 件及び売買による所有権移転 1 件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第 3 条第 2 項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が 5 0 a 以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号 1 及び整理番号 2 について、順番に事務局から説明、地区担当委員から報告をいただきました後に、ご質問いただき、その後、審議とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。まずは、整理番号 1 について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号 1 を説明いたしますので、2 ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小和瀬地内の田 1 筆で、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、関根委員でございます。なお、申請地位置図は、3 ページになります。</p>

	<p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、関根委員から報告をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>2番関根より、整理番号1について報告させていただきます。</p> <p>9月21日午後1時頃、福島正紹推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。小和瀬集落農業センターより東に550mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は贈与でございます。受人の年齢は51歳、本人の農業従事日数は150日です。農業従事者数は本人と母の計2名でございます。農機具はトラクター1台、耕うん機1台、軽トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鳥澤委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、鳥澤委員から報告をお願いいたします。</p>
鳥澤委員	<p>14番鳥澤より、整理番号2について報告いたします。</p> <p>9月24日午後1時半頃、鈴木幹雄推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。田端自治会館より北に350mほどの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書2ページにお戻り下さい。</p> <p>申請事由は売買でございます。申請地は、これまで受人と渡人が共同で管理をしていましたが、受人が退職を機に本格的に農業を行うことになったため、今回の申請に至ったとのこと。受人の年齢は66歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人と夫、子の計3名でございます。農機具はト</p>

	<p>ラクター1台、管理機1台、耕うん機1台、ミスト機1台、軽トラック1台を所有しており、新たにトラクターを1台導入予定です。経営力についての生産性は適当であると思われます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れはありませんでした。また、申請地面積を含めることで下限面積要件も満たしていることから、何ら問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの、整理番号1及び整理番号2の説明及び報告に対しまして、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第43号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第43号議案をご説明いたしますので、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>第43号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙、農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。c</p> <p>計画内容については、6ページから15ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、51件です。田24筆及び畑61筆の面積合計13万378平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること等とされており、以上の</p>

	要件を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、推進委員の荒井委員につきまして、利用権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を準用いたしまして、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第43号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第43号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第43号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。荒井委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第44号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第44号議案をご説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>第44号議案、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、17ページから26ページまでをご覧ください。今回の申請件数は、59件です。麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田57筆及び畑37筆の面積合計14万5千990平方メートルでございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の</p>

	<p>事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること等とされており、以上の要件を備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、推進委員の宮部豊徳委員につきましては、利用権の設定等を渡す者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定を準用いたしまして、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第44号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第44号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第44号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。宮部豊徳委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第45号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第45号議案をご説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。</p> <p>第45号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、28ページをご覧ください。申請件数は、使用貸借権1件及び所有権移転5件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号6までを、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議とさせていただきますと存じますので、よろしくをお願いいたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積</p>

	<p>は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、29ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1についてですが、本来であれば、私が地区担当委員として報告するところではございますが、私が議事進行中のため、同地区内の倉野内推進委員から報告をお願いいたします。</p>
倉野内 推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。9月23日午後2時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書29ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は県道秩父児玉線金屋(南)交差点から、南に約450mに位置しております。恐れ入ります、議案書28ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定となっております。借受人と貸渡人の関係は親子になります。申請人は現在申請地隣の実家にて生活していますが、子供の成長、今後の生活環境など将来的なことを考えて自己用住宅の建築が必要になり今回の申請に至りました。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、28ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、30ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することがで</p>

	<p>きないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、岡芹委員から報告をお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。9月21日午前9時頃から門倉推進委員、荒井推進委員と現地確認及び申請代理人から電話で聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書30ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ300mほど進んだ位置です。延命寺に隣接した集落の中に位置しています。</p> <p>恐れ入ります。議案書28ページにお戻りください。申請目的は業者を介しての売買です。申請人は、現在、賃貸住宅に夫婦で住んでいます。将来、家族が増えることも考え住宅の建設を考えていました。申請地を選定した理由は、2人も市内に勤務しており、2人の両親も市内に住んでいるので条件が整った良い環境であると思い、この土地を選定して自己用住宅用地として申請に至ったものです。</p> <p>申請地周辺の状況は、東側及び南側は現在5件の住宅を建設中で、西側は農地に接しています。状況を判断して西側の農地に支障をきたす恐れも無い事から転用にあたっては特に問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3をご説明いたしますので、28ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、31ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、岡芹委員から報告をお願いいたします。</p>
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。9月21日午前9時半頃から門倉推進委員、荒井推進委員と現地確認及び申請代理人から電話で聴き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書31ページ5-3の地図をご覧ください。</p>

	<p>い。申請地は、国道462号線関越インターチェンジ北交差点から西方向へ280mほどの場所で、コンビニエンスストアの北側です。進入口はコンビニエンスストアの通りを北に進み、富田塚発電所入口を東に進んだ場所です。</p> <p>恐れ入ります。議案書28ページにお戻りください。申請目的は、業者を介した売買です。申請人は、現在、市内の賃貸住宅に家族3人で住んでいますが、子どもが生まれ手狭になり不便を感じるようになりました。実家のある本庄市で土地を探していたところ、勤務先にも近くインターチェンジにも近いことから自己用住宅用地として選定し、申請に至ったものです。</p> <p>申請地周辺の状況は、東側及び北側は農地で西側は太陽光発電所、南側はコンビニエンスストアとなっています。また、申請前の農地は南北に長く、この農地を2分割して申請に至ったもので、今回の申請地は北側にあたります。分割した南側の農地への進入路は今回の申請地の東側に幅2mの道路を設置しています。</p> <p>従って、周辺農地への影響や農道等に支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4をご説明いたしますので、28ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、32ページをご覧ください。5-4については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、本日、宮部延一委員が欠席ですので同じ担当地区の田島勇扇推進委員から報告をお願いいたします。
田島勇扇 推進委員	<p>宮部委員が欠席のため、代わりに田島より報告させていただきます。9月24日午後1時半頃、宮部委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書32ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉警察署から北に約100mに位置しております。恐れ入ります、議案書28ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は土地分譲用地としての所有権移転となっております。申請人は不動産業を営業しており、自ら土地を購入し、その後、4区画に区割りした土地を</p>

	<p>住宅用地として販売する計画となっております。</p> <p>現地について調査しましたところ、宅地化が進んでいるため、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用にあっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告します。</p>
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号5をご説明いたしますので、28ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、33ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について小賀野委員の報告をお願いいたします。
小賀野委員	<p>19番、小賀野より報告させていただきます。9月23日午前9時前に、出牛推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書33ページ5-5の地図をご覧ください。JR八高線のガード下、長浜町の信号より東に約100mの住宅地域に位置しております。</p> <p>恐れ入ります。議案書28ページにお戻りください。申請事由は自己用住宅用地です。申請人は近くのアパートに居住し、家族も増え今の住まいでは手狭となり申請地に自己用住宅を建築したいということです。周辺は住宅が立ち並ぶ住宅街で転用にあっては特に問題ないと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6をご説明いたしますので、28ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、34ページをご覧ください。5-6については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、</p>

	<p>一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいて、ないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について田島敏包委員の報告をお願いいたします。</p>
田島敏包委員	<p>12番、田島より報告いたします。9月21日午前8時30分頃、宮部豊徳推進委員と現地調査を行いました。申請地の概要につきましては議案書34ページ地図を参照ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、第1種低層住居専用地域で医薬品の小売店舗から、南に約60mに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となります。申請人は市内のアパートに家族3人で住んでおり、地権者のご理解をいただき、子供の成長とともに教育施設及び商業施設等整った環境の申請地に住宅建設を計画いたしました。なお、周辺農地及び水路等に支障をきたす恐れはないと思います。以上のことから、転用にあたっては問題なしと拝察いたします。委員各位のご理解ある判断を願います。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、整理番号1から整理番号6までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号6について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第46号議案「農地法第5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第46号議案をご説明いたしますので、議案書35ページをご覧ください。</p> <p>第46号議案、農地法5条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地の競売に参加するため、提出されました別紙買受適格証明願につきまして、農地法第5条の規定による許可を必要とする買受適格者であるか否かについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>競売物件となっている農地については、申請人が農地法第5条の規定による許可申請を行った場合と同様の基準に基づいて、許可基準を満たしているかを判断いたしまして、許可相当であれば、買受適格を認められる者である旨の意見を付し埼玉県へ送付するものとなっております。本件は、さいたま地方裁判所熊谷支部が執行する案件で、入札期間は令和4年11月22日から11月30日まで、開札期日は令和4年12月7日午前10時となっております。</p>

	<p>また、今後裁判所におきまして最高価買受申出人になった申請人が、今回の証明願と同じ内容で農地法第5条の規定による許可申請を行った場合は、総会での審議を経ずに許可相当として埼玉県へ送付するものとなっております。</p> <p>証明願の内容については、36ページをご覧ください。交付申請件数は、2件です。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1及び整理番号2を、順番に事務局から説明、地区担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、審議とさせていただきますと存じますので、よろしく願いいたします。まずは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1をご説明いたしますので、36ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田2筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、中古車販売場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、37ページをご覧ください。申請人は、中古車販売業を営んでおりますが、現在の販売店敷地が賃貸であること、また、車両置場も手狭となってきたことから、自己所有によりランニングコストを抑えるとともに、今後の事業拡大を見据え販売店の移転候補地の確保を検討していたところ、申請地が競売物件となっていることを知り、裁判所での入札に参加するため、証明願の申請に至ったものでございます。</p> <p>申請地の農地区分でございますが、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請人は買受適格を認められる者であると考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、小賀野委員から報告をお願いいたします。</p>
小賀野委員	<p>19番、小賀野が報告させていただきます。9月23日9時頃、出牛推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書37ページの地図をご覧ください。申請地は、国道254号線児玉教育会館北交差点から西に約50mに位置しております。恐れ入ります、議案書36ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は中古車販売場となっております。宅地との一体利用を計画しています。</p> <p>申請人は現在県外で中古車販売店を経営しており、インターネットでの販売</p>

	<p>を拡大しているため、現在の借りている土地では手狭になってきたことから今回の申請に至りました。</p> <p>なお、現在営業している店舗は数年以内に閉鎖し本庄市に事業拠点を移す予定です。</p> <p>これらの事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまますので、本申請人は買受適格の資格を有していると考えます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたしますので、36ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、整理番号1と同所となります。面積は記載のとおりです。申請事由は、古物品置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、37ページをご覧ください。申請人は、パソコンなどの古物品の買取及びリサイクル販売事業を営んでおり、海外への輸出事業を拡大するにあたり、古物品の保管スペースが不足することからその候補地を探していたところ、今般、申請地が競売物件となっていることを知り、裁判所での入札に参加するため、証明願の申請に至ったものでございます。</p> <p>申請地の農地区分でございますが、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請人は買受適格を認められる者であると考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号2について、小賀野委員から報告をお願いいたします。
小賀野委員	<p>19番、小賀野が報告させていただきます。申請地は、先ほどご説明しました整理番号1と同じ場所となります。恐れ入ります、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>申請目的は古物品置場となっております。宅地との一体利用を計画しています。</p> <p>申請人は現在県外でエアコンや自転車、パソコンなどの古物品の買取・リサイクル販売を事業としており、コロナ禍や国内の物価高を考慮し海外への輸出の拡大を計画しています。所有地では保管スペースが不足しているため、新たな事業拠点を設けるために今回の申請に至りました。</p> <p>土地の選定理由については、埼玉県内に取引会社が3社あるため、この申請地</p>

	<p>を取得することで運搬ルートが短縮し、首都圏への運搬と輸出のルートが確保できるため、適した環境であるとのことです。</p> <p>なお、現在営業している拠点は規模を縮小し本庄市に事業拠点を移す予定です。</p> <p>これらの事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われまますので、本申請人は買受適格の資格を有していると考えます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま、整理番号1及び整理番号2の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1及び整理番号2について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、買受適格証明願については買受適格を認められる者として埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、議案審議を終了いたします。続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第43号から報告第49号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第43号をご説明いたしますので、議案書38ページをご覧ください。</p> <p>報告第43号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、39ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第44号をご説明いたしますので、議案書40ページをご覧ください。</p> <p>報告第44号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、41ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第45号をご説明いたしますので、議案書42ページをご覧ください。</p> <p>報告第45号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、専決処</p>

分したのでご報告いたします。

届出内容については、43ページ及び44ページをご覧ください。専決処分件数は、12件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第46号をご説明いたしますので、議案書45ページをご覧ください。

報告第46号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたのでご報告するものでございます。

報告書の提出件数は、4件で、その報告書が46ページから56ページまでのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。

これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。

続きまして、報告第47号をご説明いたしますので、議案書57ページをご覧ください。

報告第47号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたのでご報告いたします。

通知内容については、58ページ及び59ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、8件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。

続きまして、報告第48号をご説明いたしますので、議案書60ページをご覧ください。

報告第48号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について、専決処分したのでご報告いたします。

届出内容については、61ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出ございま

	<p>す。</p> <p>続きまして、報告第49号をご説明いたしますので、議案書62ページをご覧ください。</p> <p>報告第49号、農作物栽培高度化施設の設置に伴う届出について、農地法第43条第1項の規定により、別紙の届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、63ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。</p> <p>本件は、農作物栽培の効率化や高度化を図るため、農業用ハウスの底面をコンクリートで覆う場合、農地転用許可が必要とされてきましたが、平成30年の農地法の一部改正によりまして、一定の要件を満たせば農業委員会へ届け出ることにより、底面を全面コンクリートで覆われた農業用施設を設置できることとなったものでございます。</p> <p>制度の概要についてご説明いたします。農作物栽培高度化施設につきましては、農地法施行規則第88条の3に定める基準の全ての要件に該当する必要があるといたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) もっぱら農作物の栽培の用に供されるものであること。 2) 周辺の農地等の営農条件に支障を生じる恐れがないもの。 3) 施設設置に必要な行政庁の許認可を受けている又は受ける見込みがあること。 4) 施設が「農作物栽培高度化施設」であることを明らかにする標識の設置など、適当な措置が講じられていること。 5) 施設を設けた土地が所有権以外の権原に基づいて施設の用に供されている場合は、施設の設置についてその土地の所有権を有するものの同意があったこと。 <p>となっており、今回の届出につきましては、同基準の全てを満たしていることから受理をしたものでございます。</p> <p>なお、留意点といたしまして、「農作物栽培高度化施設」として認められた施設におきましては、届出どおりに適正に配置されているか、農作物が適切に栽培されているかなどを農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査時に現地確認を実施することとなっております。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。第49号の農作物栽培高度化施設の届出は初めての案件かと思えます。制度の利用を考えている方がいらっしゃれば、事務局に相談していただければと思います。事務局から話がありましたとおり、農地パトロール時には状況を確認することとなっておりますのでよろしくお願いいたします。</p>

間正委員	報告第48号と報告第49号は同じ場所だと思うが、この2か所の申請面積合計が500平方メートルを超えることとなります。手続きをこのように2つに分ければ転用の許可は不要ということによろしいのでしょうか。
事務局	報告第49号の農作物栽培高度化施設は、農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りにした場合に、先ほど申し上げた要件を全て満たすことが要件となります。また、ビニールハウスの周辺の駐車場やトイレは高度化施設の対象外となりますので、農地法第4条の許可の例外の規定を満たすのであれば、農地転用の許可申請は不要で、2アール未満の農業用施設の設置に伴う届出となります。ただし、申請地が農振農用地、いわゆる青地であれば届出の前に農業振興地域整備計画の軽微変更が必要です。今回につきましては6月21日に軽微変更の手続きを終えて、2アール未満の届出と農作物栽培高度化施設の届出が提出されたものでございます。
議長	高度化施設については、今後農地パトロールで現地確認をしますが、農業用施設でないとは違反ということになります。高度化施設はあくまでも農業用施設、農地でするのでご承知おきください。
事務局長	今後、同様の申請の際には図面をつけるなど、わかりやすくなるように事務局で検討してまいりたいと存じます。
議長	それでは、皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局長説明)</p> <p>以上をもちまして、令和4年第9回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和4年第9回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和4年9月26日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時20分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席	○		亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席	○	北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	欠席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	江森 憲太
支所環境産業課産業係主査	森本 克美

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人